

H27.10.17～10.23 村政懇談会資料
村政懇談会にお持ちください。

帰村に向けた プログラム



平成27年10月

葛尾村

日頃村政各般へご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。村では、本年３月「帰村に向けたプログラム」を作成し、平成２７年３月時点で皆様にお示しできる内容についてお知らせいたしました。その後、準備宿泊も開始され、届出をされた方は葛尾村で長期宿泊できるようになりましたが、医療機関や金融機関、商店の再開など、本格的な帰村・復興には今後も時間を要する状況です。

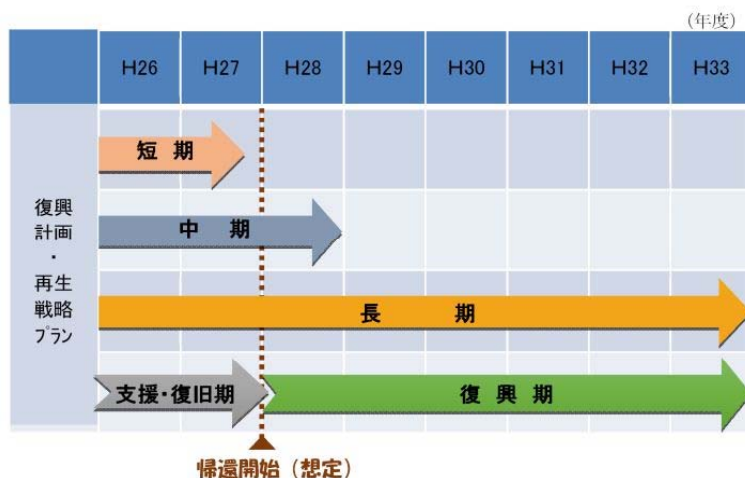
この度、「帰村に向けたプログラム」の内容を一部見直し「平成27年10月版」を作成いたしました。帰還開始の目標とする平成28年春に向け、今後も帰村に向けた取り組みを加速して参りますので、引き続き村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

葛尾村長 松本允秀

計画期間は、葛尾村復興計画（平成24年度～平成33年度）を踏まえ、平成26年度から平成33年度までの概ね8年とします。

帰還開始の時期は、村民の意向や除染作業の進捗状況、現実的な準備期間を考慮し、平成28年春を想定し、それまでを「支援・復旧期」として帰還に必要な取り組みを進めます。また、それ以降も、緊急度等に応じて「復興期（中期）」「復興期（長期）」に分けて、村の復興再生に向けた取り組みを進めます。帰還開始時期については、平成26年度中に方向性を決定する方針です。

なお、原発事故の収束が依然として見えないことから、原子力災害の情勢を見ながら見直しを行うとともに、環境等の変化により緊急な対応が必要な取り組みはすぐに取り掛かります。



既存施設等の復旧スケジュール

調査設計	修繕工事	解体	清掃等	方向性検討

	施設名等	種別	H26	H27	H28	H29	H30
1	役場庁舎、村民会館	修繕工事					
2	葛尾診療所、歯科診療所	修繕工事					
3	地域福祉センター	修繕工事					
4	屋内ゲートボール場	修繕工事					
5	宿泊交流館	修繕工事					
6	活性化センター	修繕工事					
7	食品加工所	修繕工事					
8	健康増進センター	修繕工事・清掃等					
9	村民グラウンド	再開時期に合わせて清掃等		(除染)			
10	村民グラウンド夜間照明	方向性検討					
11	新西ノ内団地	修繕工事					
12	西ノ内(旧教員)、西ノ内(旧診療所隣)、関下、湯の平	解体工事					
13	定住促進住宅	再開時期に合わせて清掃等					
14	森林公園	方向性検討					
15	大尽屋敷跡公園	石垣修繕工事					
16	郷土文化保存伝習館	清掃等					
17	情報基盤(光ファイバー／地デジ)	修繕工事					
18	簡易水道施設	修繕工事					
19	葛尾郵便局						
20	JA葛尾支店						

幼稚園、小中学校関係

	施設名等	種別	H26	H27	H28	H29	H30
1	幼稚園	調査・修繕					
2	小学校校舎	調査・修繕					
3	小学校体育館	解体→改築					
4	小学校特別教室	解体→改築					
5	小学校旧給食センター	解体					
6	中学校校舎	調査→災害復旧・修繕		(査定)			
7	中学校体育館	調査→災害復旧・解体・新築		(査定)			
8	給食センター	調査・修繕					
9	小学校プール、幼児用プール	調査・解体・方向性検討					

目 次

◎ 準備宿泊について	．．．	1～3
～ 暮らし ～		
1. 電気、電話について	．．．	4
2. 水、ガスについて	．．．	5
3. 落合地区簡易水道について	．．．	6
4. ゴミ、し尿等の取扱いについて	．．．	7
5. 日常的な生活環境について	．．．	8
6. テレビ・I P 音声告知について	．．．	9・10
7. 役場窓口について	．．．	11
8. 村税について	．．．	12
9. 敬老会・戦没者慰霊祭について	．．．	12
10. 一時帰宅支援について	．．．	13
11. 郵便局、金融機関、宅配について	．．．	14・15
12. 原子力損害賠償について	．．．	16
～ 住まい ～		
13. 公営住宅について	．．．	17・18
14. 仮設住宅について	．．．	19
～ 防災・防犯 ～		
15. 道路について	．．．	20・21
16. 通行規制について	．．．	22
17. 消防・防犯について	．．．	23
18. バリケード設置/通行許可について	．．．	24
19. 医療、介護・福祉について	．．．	25
～ 健康・福祉 ～		
20. 各種健康診査について	．．．	26
21. 放射線被ばく対策について	．．．	27
22. 除染について	．．．	28～30
～ 産業 ～		
23. 農業について	．．．	31・32

24. 森林・林業について	・ ・ ・	33
25. 鳥獣害対策について	・ ・ ・	33
26. 施設再開について	・ ・ ・	34
27. 放射能検査体制について	・ ・ ・	35
～ 計画・取り組み ～		
28. 再生戦略プランについて	・ ・ ・	36
29. 中心拠点等整備計画について	・ ・ ・	37
30. 再生可能エネルギーについて	・ ・ ・	38・39
31. 再エネ設備への助成について	・ ・ ・	40
32. 生活環境整備について	・ ・ ・	41
～ 教育 ～		
33. 幼稚園、小・中学校について	・ ・ ・	42
34. 公民館施設について	・ ・ ・	43
35. 公民館事業について	・ ・ ・	44～46
～ その他 ～		
36. その他	・ ・ ・	47
～ 資料 ～		
37. 村の状況	・ ・ ・	資料 1・2

このほか、最新の村の情報（通行規制や一時帰宅支援バス、関連行事等）については、毎月発行している「広報かつらお」「広報かつらお（お知らせ版）」や、葛尾村ホームページ、フォトフレーム回覧板もご覧ください。

【葛尾村ホームページ】

<http://www.katsurao.org/>

※「広報かつらお」「広報かつらお（お知らせ版）」の掲載があるほか、メールマガジンへの登録もできます。

問い合わせ先 総務課 総務企画係

☎0247-61-2850（代表）

◎. 準備宿泊について

- 平成27年8月31日(月)から11月30日(月)まで、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)を実施しています。準備宿泊の状況を確認しながら、引き続き帰還のための環境整備を進め、課題解決への取り組みを進めていきます。
- 宿泊を希望される方は「事前届出」が必要です。
- 事前届出の登録後、変更が生じた場合には、「変更届出」を行ってください。

準備宿泊の届出登録

- ◇ 宿泊可能期間 平成27年8月31日(月)～同年11月30日(月)
- ◇ 対象区域 村内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域
- ◇ お申込み
準備宿泊を希望する方は、「事前届出」が必要です。別途送付されている「準備宿泊に関するお知らせ」をご確認いただき、コールセンターに電話でお申込みください。

受付期間 期間中随時

受付時間 平日(月～金)：午前8時～午後8時
土日・祝日：午前8時～午後5時

〈受付コールセンター〉

電話番号 0120-576-867

- ◇ 準備宿泊での注意事項等は、登録者に別途送付される「しおり」をご覧ください。

問い合わせ先 総務課 復興対策係

☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

準備宿泊期間中の郵便の取扱い

- 村内での郵便物等（書留、速達及びゆうパック含む）のお届けは、準備宿泊に登録し転居届を出している方のみ、8月31日（月）より避難指示解除準備区域において再開しています。居住制限区域につきましては現在調整中です。
- 準備宿泊に登録されている方で、郵便物等の配達を希望される場合は、事前にお近くの郵便局に『転居届』を出してください。なお、転居届を出しますと、避難先の住所には配達されず、転居届に記載した葛尾村内の住所に転送されます。
※ 転居届の提出の際には、本人（提出者）確認及び転居届に記載された葛尾村の住所確認が必要です。運転免許証、各種健康保険証などをご持参ください。
- 準備宿泊期間の休日（日曜・祝日）の郵便物等の配達は、当面、予定されていません。
- 葛尾村内における郵便ポストの取集めは、葛尾郵便局前の郵便ポスト1か所に限り、8月31日（月）より実施されています。なお、取集めは、日曜・祝日を除く平日、午前11時のみです。
- 詳細は、三春郵便局 ☎0247-62-2800 へお問い合わせください。

問い合わせ先 総務課 復興対策係
☎0247-61-2850(代表)

移動式 A T M の設置について

- 準備宿泊開始に伴い、役場本庁舎前に月 1 ～ 2 回、セブン銀行の移動式 A T M が設置されます。

取扱手数料は、セブンイレブン各店舗に常設の A T M と同様で、どなたでもご利用できます。

- ・ 期間 平成27年10月～平成28年 3 月
(月 1 ～ 2 回設置されます。)
- ・ その他 設置日時等の詳細は、広報誌等でお知らせします。



東京電力(株)による巡回とお手伝い

- 東京電力(株)には、葛尾村の準備宿泊開始に伴い、村内を巡回し声がけを行い、要望により片付けの手伝い等の軽作業をお手伝いいただいています。
- 詳細は、広報かつらお平成27年9月1日号同封の、「東京電力株式会社からのお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ先 総務課 復興対策係
☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

1. 電気、電話について

電 気

○ 電気を使用する際には次の点にご注意ください。

<使用にあたっての注意事項>

- ・ブレーカーを入れて、電気が使用できるか確認してください。ブレーカーを入れる前には（とくに発熱する）電気器具のコンセントを抜いてください。

【電気が点かない場合の連絡先】

東北電力コールセンター（フリーダイヤル 0120-175-366）
（受付時間：平日・休日問わず24時間受付）

- ・感電や火災を防止するため、以下の点に特に注意してください。
 - ①プラグにごみやホコリがたまっている場合には、コンセントから抜いたうえで乾いた布で拭いてから使用してください。
 - ②ねずみにかじられるなどして電気製品のコンセントやコードが破損したり、雨水が浸入したりしている場合には、漏電火災の危険性がありますので、使用しないでください。
 - ③電気製品の設置状況が不安定になっている場合には、安定した場所に設置し直してから使用してください。

電 話

○ 電話を使用する際には次の点にご注意ください。

- ・電話回線は基本的に使用できる状態となっています。
回線に不具合がある場合は、NTT東日本にご連絡ください。
なお、使用を再開した場合、基本料金の免除が解除されます。

【連絡先】

NTT東日本コールセンター 0120 - 444 - 113

問い合わせ先 （電気）住民生活課 住民生活係
（電話）総務課 総務企画係

☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

2. 水、ガスについて

水

- 放射能検査室でのこれまでの測定では、震災前から使用している沢水や井戸水などからは、濁り水を除き基準値を超える放射性物質は検出されていませんが、必要に応じて検査の実施や浄水器等を利用してください。
 - ※ 蛇口取付型のセシウム除去機能を有する浄水機型機器が開発されています。
- 落合地区簡易水道は平成27年度末までに水源の深井戸化が完了する予定です。（次ページ参照）
- 地区集会所の水源は、一部地区を除き深井戸化されています。

ガ ス

- ガスを使用する際には次の点にご注意ください。
 - ＜使用にあたっての注意事項＞
 - ・ 長期間使用を控えていた場合、機材や部品の材質劣化等により、ガス漏れ、一酸化炭素中毒等の事故のおそれがあるため、取引されているLPガス販売店等の点検を受けてから使用してください。

【村内のガス取扱商店】

丸幸商店、マルイチ商店

問い合わせ先 （水） 総務課 復興対策係
（ガス）住民生活課 住民生活係

☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

3. 落合地区簡易水道について

落合地区簡易水道について

○ 落合地区簡易水道は、平成26年度内に浄水場の機器を修繕し、浄水機能が復旧しています。

また、平成27年度中には水源を地下水に切り替える工事を完了し、平成28年4月には供給を開始できる予定です。



問い合わせ先 地域振興課 地域整備係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

4. ゴミ、し尿等の取扱いについて

【震災により発生した屋内のゴミ等】

国による回収作業が行われます。準備宿泊中に発生したゴミとは別に扱われますので、ゴミ集積所に出さずに、自宅敷地内で保管して、国による回収をお待ちください。

【準備宿泊中に発生した生活ゴミ】

震災前同様に分別し、臨時のゴミ集積所で回収します。

※詳細は準備宿泊のしおりを確認ください

震災による屋内外のゴミ・がれき

- 平成26年11月より環境省が回収を行っておりますが、避難指示解除時期までに終了する予定です。なお、回収依頼を行わないで、ゴミ集積所などへ放置することがないようお願いいたします。

避難解除後の生活ゴミ

- 避難指示解除時期までに、震災前ルートで回収を行えるよう 双葉地方広域市町村圏組合と調整中です。

し尿、汚泥

- トイレや浄化槽のくみ取り・清掃について、1回に限り環境省の事業（国の費用）で行います。くみ取り・清掃希望の方は次の事業者にお申し込みください。

【申し込み先：阿部衛生社 ☎0120-127-002(フリーダイヤル)】

- 浄化槽に不具合がある場合は、阿部衛生社あるいは設置事業者にお問い合わせいただき、点検を受けてください。
- 国による回収が終了した物件については、震災前ルートで回収を行えるよう双葉地方広域市町村圏組合と調整中です。
自宅トイレを使用される場合、各自で浄化槽設置事業者の点検を受けた上で使用してください。浄化槽に不具合がある場合は、設置事業者にお問い合わせください。
- 公共トイレ（みんなのトイレ）は、利用可能です。

問い合わせ先 住民生活課 住民生活係

☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

5. 日常的な生活環境について

地元商店

- 日常的な買い物環境を確保するため、既存店舗を従来ของ場所で再開できるよう調整しています。避難指示が解除される時期までに固める予定です。

買い物支援

(買い物支援サービス等)

- 避難指示解除時期までに、買い物支援等サービスを構築すべく、社会福祉協議会等と協議を進めています。
- 小売店による移動販売の実施について検討中です。

(三春町内)

- 恵下越復興公営住宅、仮設住宅での仮設店舗の新設や継続を検討中です。

移動支援

- 日常的な移動支援として、最寄りの駅（船引駅）や公共機関・医療機関・商店等への移動を支援するため、民間サービスを利用したデマンド型のサービスを現在検討中です。

問い合わせ先

(商店) 地域振興課 地域づくり推進係 ☎ 0240 - 29 - 2113(代表)
(買い物・移動支援) 住民生活課 住民生活係 ☎ 0247 - 61 - 2850(代表)

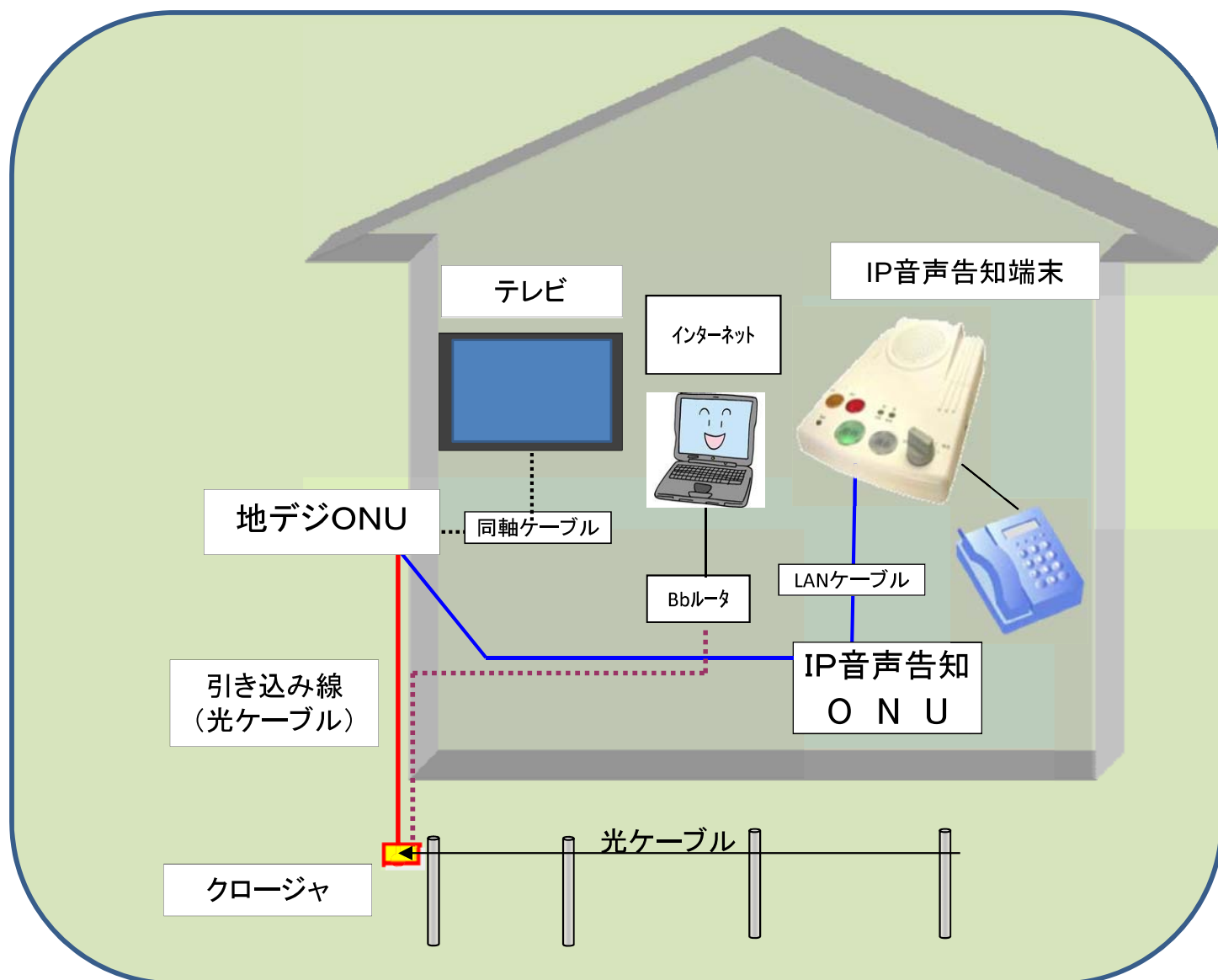
6. テレビ・IP音声告知について

テレビ・IP音声告知

- 現在、村民の皆様にはアンケート及び現地調査のご協力を頂き修繕箇所の特定制を行っています。
- 「家庭のテレビが映らない。」などの不具合については、平成27年度中に修繕工事を発注し、修繕の日程調整等を受注業者より連絡させていただきます。その際、受注業者に連絡先を提供することをご了承願います。なお、連絡先提供に不都合のある方は、下記担当係までご連絡下さるようお願いいたします。
- 住宅の建替え等により今年度の修繕ができない方については、下記担当係までご相談願います。
- その他
ONUの外し方については、下記に記載しているとおりですが光ケーブルを切断するとすぐに復旧はできませんので、切断する前に下記担当係までご相談ください。
 - ◆ 地デジ用ONU(引き込み線から繋いである白い箱)の所で切断し、ケーブルを外します。
 - ◆ 切断した引き込み線は、束ねて近くの電柱または木など生活に支障をきたさない所にまとめてください。
(この間はテレビ・電話・IP告知が使用できなくなりますので、担当係までご相談ください。)
 - ◆ 住居を解体し再建しない場合は、地デジ用ONU、告知放送用ONU、IP告知放送用受信機等の機器類については、役場へ返却してください。

問い合わせ先 総務課 総務企画係
☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

各家庭の通信機器設備概要



問い合わせ先 総務課 総務企画係
☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

7. 役場窓口について

役 場

(本庁舎)

- 平成27年4月より、役場機能の一部（地域振興課所管の業務）を役場本庁舎で再開しています。
その他の業務は、避難指示解除時期に合わせて再開します。

(三春出張所)

- 戸籍、住民票、税などの窓口業務は、すぐに帰村できない村民の利便性を考慮し、三春出張所での継続を検討します。

投 票 所

- 避難指示解除に合わせ、村の村民会館に投票所を設けますが、避難指示解除後すぐには戻れない村民の利便性を考慮し、三春出張所等への投票所の設置も検討します。

問い合わせ先 総務課 総務企画係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

8. 村税について

村税の課税

- 固定資産税は避難指示解除年度の翌年から3年間は1/2課税、その後は通常課税を予定しています。
- 上記以外の税は、避難指示解除年度からの課税が基本となりますが、減免等の取り扱いなど、具体的には今後検討していきます。

所得申告

- 平成27年度は、三春出張所で受付を行い、避難指示解除時期に合わせて本庁舎での受付を予定しています。
ただし、村民の帰村状況を見ながら、三春出張所での受付も検討していきます。

9. その他

敬老会・戦没者慰霊祭

- 避難指示解除に合わせ、村内で開催します。
なお、開催内容、方法については今後検討していきます。

問い合わせ先（村税） 総務課 税務財政係
（その他） 住民生活課 住民生活係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

10. 一時帰宅支援対策について

一時帰宅支援バス運行

○ 村内家屋の片付けや維持管理のため、一日一往復で、三春の仮設住宅団地等と村内を結ぶ「かつらお一時帰宅バス」を運行しています。

乗車ご希望の方は、各世帯に配布している「かつらお一時帰宅バスのしおり」をご覧ください、予約受付窓口にご予約の上ご利用ください。

- ・ 乗車料金は無料ですが、事前予約をお願いします。
- ・ 日によって、運行地区及びルートが異なります。
- ・ 一時帰宅バスの予約窓口の連絡先は、一時帰宅バスのしおりをご覧ください。
- ・ 一時帰宅バスのしおりがお手元に無い方は、総務課復興対策係へお問い合わせください。



問い合わせ先 総務課 復興対策係
☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

11. 郵便局、金融機関、宅配について

郵便局、金融機関

- 郵便局、J Aについては、避難指示解除時期に合わせた業務・店舗の再開を要請しています。
 - ・ 郵便局は、再開に向けた調査を準備中です。
(集配業務の一部は準備宿泊の開始に伴い再開しています。)
 - ・ J A葛尾支店は、平成28年3月に再開する予定です。



問い合わせ先 総務課 復興対策係

☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

宅配便

- 平成27年10月現在、葛尾村内では、ヤマト運輸、佐川急便による宅配便サービスが一部再開していますが、取り扱うサービスや配達エリア等に違いがありますので、あらかじめ事業者にご確認の上、ご利用ください。
- ・ ヤマトグループ（クロネコヤマト）
： 野行地区以外での宅急便の集荷・配達再開。
 - ・ S Gホールディングス（佐川急便）
： 夏湯・大放・大笹・岩角・広谷地・野行地区以外で集荷・配達再開。
- ※ その他、取扱うサービスの詳細について、お近くの営業所等にあらかじめご確認の上ご利用ください。

問い合わせ先
総務課 復興対策係 ☎0247-61-2850(代表)

12. 原子力損害賠償について

平成26年度から請求が開始されている賠償項目等

(お知らせ)

- ・ 避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて (H27.8)
- ・ 法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて (H27.6)

(賠償項目)

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の追加賠償(H27.6)
- 家財（個別）賠償(H27.2)(一般家財+高額家財)
- 宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償(H26.9)
- 個人に対する墓石等の修理に係る賠償(H26.7)
- 住居確保に係る費用の賠償および住居以外の建物修復に係る費用の賠償 (H26.7)

問い合わせ 東京電力 福島原子力補償相談室
財物(土地・建物・家財)専用ダイヤル 0120-926-596

問い合わせ先 総務課 復興対策係
☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

13. 公営住宅について

村営住宅（村内）

- 新西ノ内住宅（20戸）は、避難指示解除時期に合わせて修繕工事を行っております。
- 定住促進住宅（4戸）は、避難指示解除時期に合わせて清掃等を行う予定です。
- 老朽化した西ノ内（旧教員）、西ノ内（旧診療所隣り）、関下及び湯ノ平の村営住宅は、平成27年度中に解体する予定です。

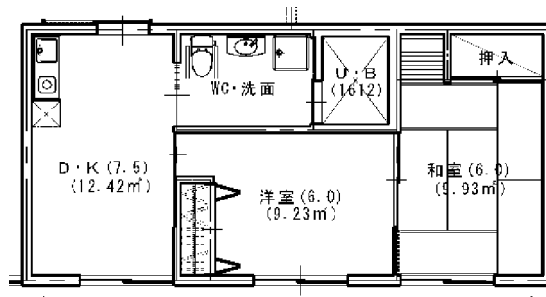


高齢者住宅

- 帰村の意向をお持ちの高齢者の方の中には、孤立化を危惧されている方も多いことから、訪問時の聞き取り等の状況を踏まえ、西ノ内地区に高齢者向け集合住宅を整備します。現在、国・県との調整を行っており、詳細が確定次第、入居者の募集を開始します。

なお、完成は早ければ来年夏頃となる予定です。

間取りイメージ



設計段階で変更される場合もありますが、おおむね40㎡程度で検討しています。

問い合わせ先

(村営住宅) 地域振興課 地域整備係 ☎ 0240 - 29 - 2113(代表)
(高齢者住宅) 住民生活課 ☎ 0247 - 61 - 2850(代表)

復興公営住宅（三春町）

- 三春町恵下越に建設する復興公営住宅団地（125戸）は、帰還困難区域と居住制限区域の一部及び子育て世帯を入居対象として整備を進めています。
- 平成26年9月に三春町字恵下越地内での造成工事を発注し、平成28年1月までに125区画を整備する予定です。造成工事完了箇所から順に建築工事を行い平成28年3月までには村営住宅として入居が可能となる見込みです。
- 復興公営住宅団地は団地入居者だけではなく、避難を継続される方、また葛尾に帰村した方も含めて交流ができる場所として位置づけています。



問い合わせ先 地域振興課 地域整備係
☎ 0240 - 29 - 2113（代表）

14. 仮設住宅について

応急仮設住宅

① 仮設住宅について

- 居住できる期間が、平成29年3月末まで延長されました。
(災害救助法により1年毎に更新。)
- 不具合や改善の要望は随時受け付けし、県や管理をしているNPOに依頼しています。不具合がある場合は、各仮設住宅支え合いセンターにお知らせください。
- 退去時は、お早め(退去2週間前まで)に役場住民生活課住民生活係にご連絡ください。

② 県の借上げ住宅について

- 居住できる期間が、平成29年3月末まで延長されました。
(災害救助法により1年毎に更新。)
- 民間借上げ住宅については、現在の契約は平成28年3月末を終期とする定期賃貸借契約となっているため、引き続き居住するためには、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの再契約を締結する必要があります。再契約にあたり、貸主の承諾が必要なため、県が、貸主へ再契約の意向確認を実施しており、貸主が再契約に同意した場合のみ、借上げ住宅として継続入居が可能となります。なお、再契約については、別途連絡されます。
- 新規の借上げ住宅は、必要な要件を満たす必要がありますので、住民生活係までご相談ください。
- 借上げ住宅から別の借上げ住宅への移動については、葛尾村に近づく移動や貸し主の都合による移動は要件を満たせば認められていますので、ご相談ください。
- 県の借上げが認められない場合でも、要件を満たせば東京電力への賠償請求が可能ですので、東京電力の相談窓口にご相談ください。
- 退去時は早め(退去1ヶ月前まで)に住民生活係にご相談ください。

問い合わせ先 (入・退去) 住民生活課 住民生活係
(不具合修繕) 教育委員会 社会教育係
☎ 0247 -61 - 2850 (代表)

15. 道路について

村道等の道路について

- 村道や農道及び林道については、帰還困難区域を除き、東日本大震災等による災害発生箇所は平成26年5月までに復旧しています。
- 村道西ノ内線の小学校入り口の「睦橋」については、老朽化のため、平成28年3月の完成を目指し掛け替えを行っています。
- この度の豪雨災では、多くの被災箇所がありました。順次災害復旧事業に取り組みます。



問い合わせ先 地域振興課 地域整備係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

村内の国道・県道について

- 国道・県道については、常葉野川線は災害復旧と改良拡幅工事が完了し通行が可能となっております。浪江三春線の境ノ岫と国道399号の掛札峠の勾配解消事業は、平成28年3月の完成をめざし工事が進められています。



問い合わせ先 地域振興課 地域整備係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

16. 通行規制について

- 村内において、引き続き通行止めとなる路線があります。
- 災害復旧工事終了に伴い通行が可能となっている路線がありますが、豪雨災の復旧工事や防犯上などの理由で一部通行止めとしている路線もあります。
- 通行可能な路線でも、管理が十分に行き届いていない状態にありますので、運転には十分注意してください。

通行止めとなる路線

- 帰還困難区域内の全ての路線
 - ※ 通行証の発行を受けた車両は、通行が可能となりますが、運転には十分に注意してください。
 - 次の路線の一部区間
 - ・ 林道 静田和線
 - ・ 林道 梨木平登館線
 - ・ 林道 野川風越線
 - ・ 林道 坊笹線
 - ・ 林道 菅ノ又夏湯線
 - ・ 林道 大放石黒線
 - ・ 村道 大放手倉線
- ※ 災害復旧工事の進捗に応じて、順次通行止めを解除していく予定です。広報紙などで周知させていただきます。
- ※ 除雪について、詳しくは「広報かつらお」でお知らせいたします。

問い合わせ先 地域振興課 地域整備係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

17. 消防・防犯について

- 消防については、浪江消防署葛尾出張所に加え、消防団各分団においても定期的に村内のパトロールを継続しています。
- 防犯については、警察や特別警戒隊等による24時間パトロールを行うなど、万全を期して参ります。
- 村民の皆さまには、鍵の閉め忘れなどに十分ご注意くださいなど、防犯にご協力ください。
- 犯罪等の抑止のため、村内13ヶ所（入村する道路及び主要交差点）に防犯カメラを設置しました。（巻末資料参照）

消 防

- 帰村にあたり村内の消防体制を強化するため、消防団OB団員にご協力いただき、再任用等を積極的に進めていきます。

防 犯

- 盗難や不審者などを発見した場合、警察へ通報してください。 連絡先：110
双葉警察署 葛尾駐在所 0240 - 29 - 2121
浪江分庁舎（浪江町）0240 - 34 - 2141

葛尾特別警戒隊

- 当面、特別警戒隊による24時間パトロールを行います。その他、お困りのことがございましたら、ご連絡ください。
連絡先：パトロール隊 080 - 2302 - 5131
※詰所：老人憩いの家
西ノ内交差点事務所 080 - 2302 - 5130

問い合わせ先 住民生活課 住民生活係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

18. バリケード設置／通行許可について

- 帰還困難区域に設定された野行行政区入口には、バリケードが設置されています。（巻末資料ページ参照）

国道399号

- 浪江町との境（登館峠）に開閉式バリケードが設置されています。関係車両以外の通行はできません。

浪江三春線（県道50号）

- 野行行政区と広谷地行政区との境（鷹ノ巣峠）付近に開閉式バリケードが設置されています。野行行政区に入ることができるのは、本地点のみとなります。
- 野行行政区への立入りには、村が発行する通行許可（車両通行証）の交付を受けることが必要です。
- 浪江町との境（小出谷）に開閉式バリケードが設置されています。ただし、浪江町と葛尾村の往来は、原則できません。
- 県道50号線下野行先に落石がありますのでご注意ください。

落合浪江線（県道253号）

- 浪江町との境（手倉）に開閉式バリケードが設置されています。浪江町との境に落石があり、危険ですので通行はできません。

（仮称）通過交通（南相馬方面）

- 避難指示解除までに通行できるよう、関係機関と調整中です。

問い合わせ先 住民生活課 住民生活係

☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

19. 医療、介護・福祉について

医 療

- 村内の一次医療を確保するため、内科診療所、歯科診療所を従来の医師に依頼し診療を再開する予定です。両施設とも避難指示解除時期に合わせ施設の改修及び機器の点検を行います。
- 救急・二次医療の体制確保するため、周辺自治体と協議を進めております。また、さらに緊急性が高いと判断された場合には、福島県立医科大学附属病院が運営するドクターヘリを利用しての搬送を予定しております。
- 避難指示解除時期までに、見守り支援等サービスを構築すべく社会福祉協議会等と協議を進めています。

介護・福祉

(村内)

- 今年度に地域福祉センター（みどり荘）の改修を行います。
現在仮設の福祉センター（三春みどり荘）で実施している介護サービスと同水準のサービスを提供できるよう準備を進めます。

(三春町内)

- 恵下越復興公営住宅等へ入居される高齢者の方等への福祉サービスについて、社会福祉協議会等と検討しています。
- 村指定グループホーム「楓」を活用したサービス提供体制を検討していきます。

問い合わせ先 住民生活課 住民生活係、健康福祉係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

20. 各種健康診査について

総合健診

- 総合健診については、避難指示解除後は、村内及び三春町内での2箇所を実施することとします。
日程、日数等については現在検討中であり、避難指示解除までに帰村の実情にあわせて決定することとします。

各種がん検診

- 各種がん検診については、避難指示解除後は、村内及び三春町内での2箇所を実施することとします。
日程、日数等については現在検討中ですが、避難指示解除までに帰村の実情にあわせて決定します。

乳幼児健診

- 乳幼児健診については、帰村の実情を考慮する必要がありますが、現在のところ、村内及び三春町での実施を想定しています。

問い合わせ先 住民生活課 健康福祉係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

21. 放射線被ばく対策について

内部被ばく検査

- 避難指示解除後は、福島県が所有している移動式のWBCを用い、各行政区の集会所などで内部被ばく検査を実施する予定です。
また、現在ひらた中央クリニックで実施しているWBC及び甲状腺検査についても、継続する予定です。

線量計貸出事業

- 現在、空間線量計を424個、個人用の累積線量計を1,278個貸出しを行い、累積データを希望する村民の皆様に提供する事で、被ばく状況を管理しているところですが、帰村後も、正しいデータを把握し放射線に対する不安を軽減するため、事業を継続していきます。
あわせて、リスクコミュニケーションに対応する相談員の設置等についても検討中です。

問い合わせ先 住民生活課 健康福祉係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

22. 除染について

除染の実施状況

- 平成24年度に主な公共施設の除染が完了しました。
- 平成25年度から本格的な除染が開始され、平成26年度までに、森林と宅地等については対象面積の99%が完了しました。
- 平成27年度は農地と道路を中心に除染が進められ、8月までに全体で93%が完了しています。

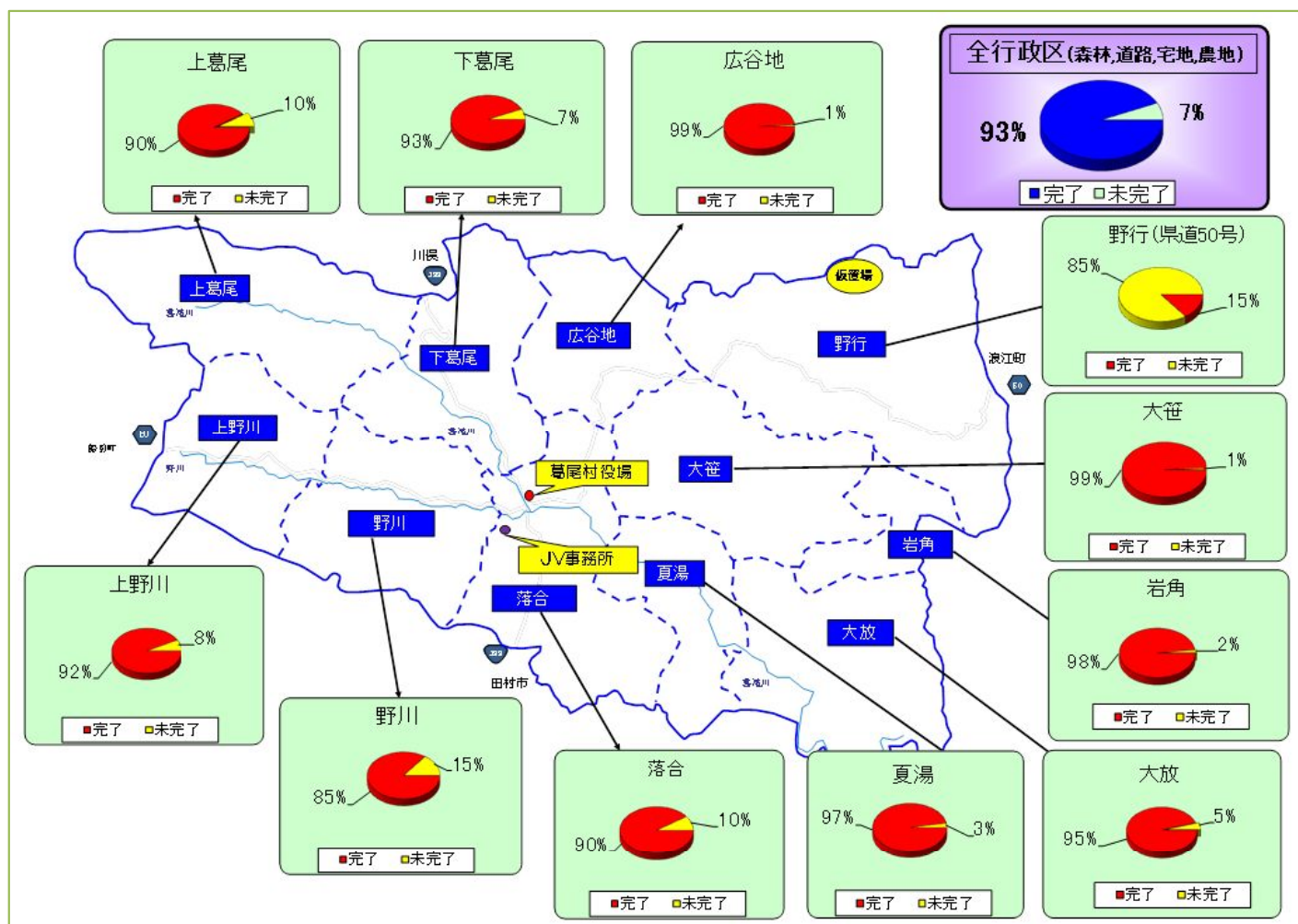
今後の除染予定

- 残っている農地、道路等については、平成27年12月を目途に除染完了の予定で実施します。
- 除染完了後は「事後モニタリング」を実施し、除染効果の維持を確認します。



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

平成27年8月末の除染進捗率



※除染進捗率＝除染面積／設計数量

問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

除染廃棄物仮置場

- 地蔵沢及び村内41カ所（66.6ha）に確保され、除染廃棄物を詰めた大型土のうは、可燃物3段、不燃物5段を積み上げ保管されます。
- 定期的に巡視点検、空間線量、可燃物置き場の温度、ガス濃度計測、地下水測定を実施し、異常の無いことを継続的に監視します。

減容化施設

- 減容化施設は地蔵沢仮置場に建設され、平成27年4月より操業が開始されており、1日最大で200トンの焼却処理が可能です。
- 焼却して減容化する対象は、除染廃棄物や片付けゴミの可燃物で、約2年間で焼却処理する計画です。
- 監視委員会により、各種作業の適切性・安全性・運転管理状況、環境モニタリング結果等について、定期的に監視します。

除染廃棄物仮置場



減容化施設



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係

☎ 0240 - 29 - 2113（代表）

23. 農業について

体制整備

- 営農再開に向け、部門別の検討会を開催し、営農再開プランを作成します。
- 従来の集落営農を継承しつつ、新たな集落営農の体制整備を行います。
- 放射能被害を受けにくい、新しい栽培体系の確立に取り組みます。

農地の保全管理

- 葛尾村農地復興組合が昨年9月に設立され、営農再開支援事業を活用した農地の保全管理を行う体制が整備されました。
- 農地の保全管理が困難な農家に代わり、保全管理を行う担い手団体の育成を行います。
- 除染後農地の地力回復対策のため、堆肥の散布支援を行います。



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係

☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

水稻・野菜・畜産

【水 稲】

- 今年度より実証栽培を行っております。収穫した米は全量全袋検査を行い、安全性が確認した後に出荷が可能となります。
- 水稻を栽培する農家の方々へ、葛尾村水稻部会を通じて吸収抑制対策・鳥獣被害対策・農業用資材の支援を行います。
- 平成28年度に実証栽培するほ場について、水路や畦畔の応急的な補修を行います。

【野 菜】

- 葉菜類等の出荷（摂取）制限解除に向け、村内7箇所に実証試験栽培ほ場を設置し、秋野菜の栽培を実施しています。
- 放射性セシウムが基準値を超えないことが確認できれば、平成28年度に各種制限が解除される見込みです。

【畜 産】

- 本村農業の基幹部門である繁殖牛経営再開に向けて、肉用牛生産基盤を緊急的に回復させるため、素牛の導入事業を実施します。



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係

☎ 0240 - 29 - 2113（代表）

24. 森林・林業について

実証事業

- 森林整備が円滑に再開できるよう、適正な森林管理に向けた実証事業を実施します。
 - ① 間伐施行における表土拡散抑制等の実証
 - ② 村内複数箇所の立木放射性物質濃度分布把握
 - ③ 間伐材の活用実証
 - ④ 間伐作業における各種モニタリング



25. 鳥獣害対策について

鳥獣被害対策

- 昨年度に引き続き、葛尾村鳥獣害対策実施隊が村内のイノシシの捕獲活動を行います。
- 平成27年度は、センサー付きの箱わなを10基増設し、捕獲体制を強化します。（全体で50基体制）
- 農地の鳥獣被害を防ぐため、電気柵等の設置に対し支援を行います。



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係

☎ 0240 - 29 - 2113（代表）

26. 施設再開について

せせらぎ荘

- 施設等の改修工事については、平成27年度中に工事を完了する予定です。
- 避難指示解除時期に合わせて、“憩い”や“交流”の場にご利用できる『サロン』として一部再開するため、準備を進めています。



食品加工所

- 施設利用者等と再建に向け検討を行っています。

森林公園

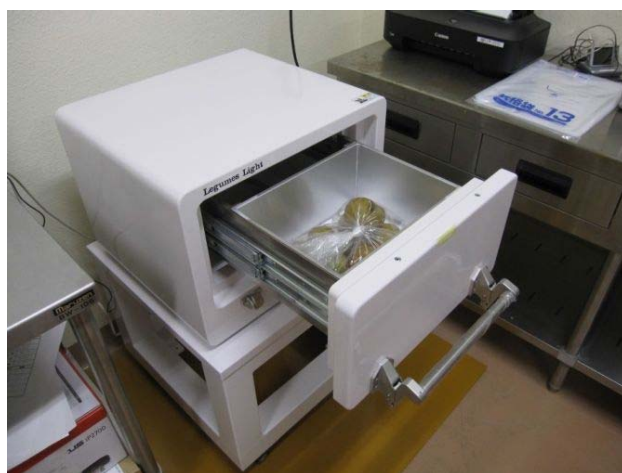
- 避難指示が解除され帰村した後、再建に向け検討を行います。

問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係
☎ 0240 - 29 - 2113（代表）

27. 放射能検査体制について

放射能検査室

- 平成27年6月から、活性化センターで検査を行っています。
- 非破壊検査機器の稼働により、食品等をつぶさずに放射性物質の濃度測定を行うことができます。
- 放射能の測定精度を上げるため、平成27年度末までに、ゲルマニウム半導体検出器の導入を予定しています。



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

28. 再生戦略プランについて

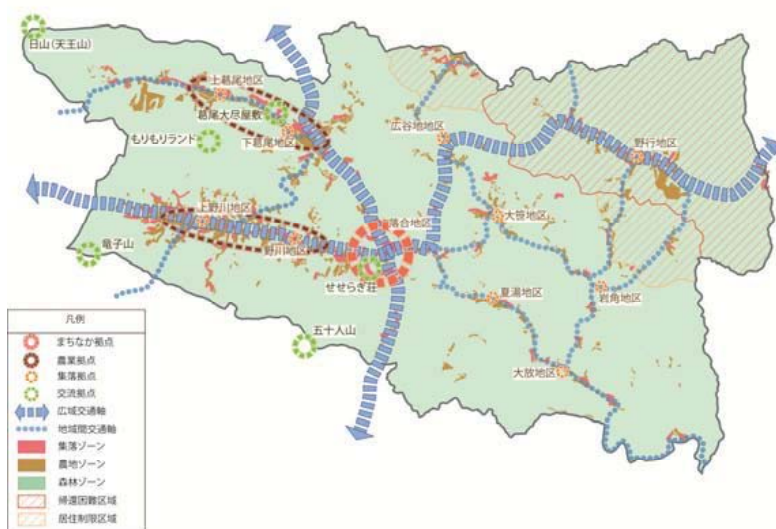
かつらお再生戦略プラン“かつらおECHO” （葛尾村へ行こう）

エコ・コンパクトビレッジ

～自然と共生し、1人ひとりの笑顔がみえる、持続可能なふるさと「かつらお」～

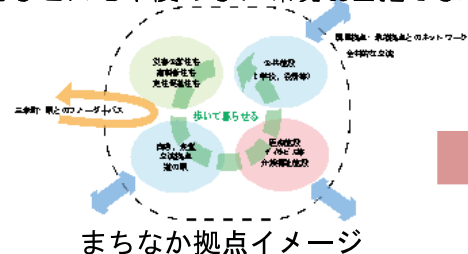


- 線量の比較的低い場所に「まちなか拠点」等を再生し、可能な方から帰還できる住環境を整えます。若い世代や子ども達が村外に居住した場合には、2つのまちを行き来できる環境を構築します。
- あわせて、農業の再生（農業拠点をモデル）、コミュニティ（絆）の再生の取り組みを進めていきます。
- 村民が将来を選択できるような環境を、段階的に整えていくとともに、戻る人・戻れない人もつながる、世代をつなぐ暮らしを実現します。



安全・安心な暮らし・住まいの再生 ＝まちなかの拠点づくり＝

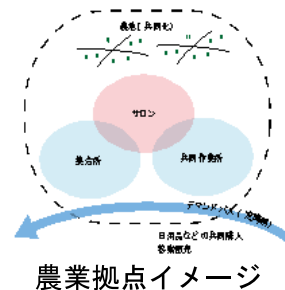
まちなか拠点を中心に、高齢者世帯、子育て世帯などの不安を抱える皆さんも、葛尾村に住み続けられる、住み続けたいと思える住環境、新たな魅力を構築します。また一時的な帰省などにも不便のない環境を目指します。



中心拠点等整備計画

＝農業の再生、循環型のくらしの 拠点と、集落の拠点づくり＝

農業拠点をモデルとして、村の基幹産業である農業の再生（農地の活用、営農体制強化）、地産地消の自立型エネルギーのまちづくりを構築します。



産業再生計画（仮称）

絆づくりイベント、サポーター制度

葛尾村民（帰還する人、できない人）の絆、村民の誇りの維持、帰還意向の醸成を図るため、各種イベントや復興のシンボルづくり、健康・元気づくり、ふれあい、魅力・活力の創造に取り組みます。

29. 中心拠点等整備計画について

中心拠点整備計画の進捗状況

注) 図中の配置イメージ及び規模は「中心拠点等整備計画」での整備案です。
実際に整備される建物の配置、規模とは異なります。



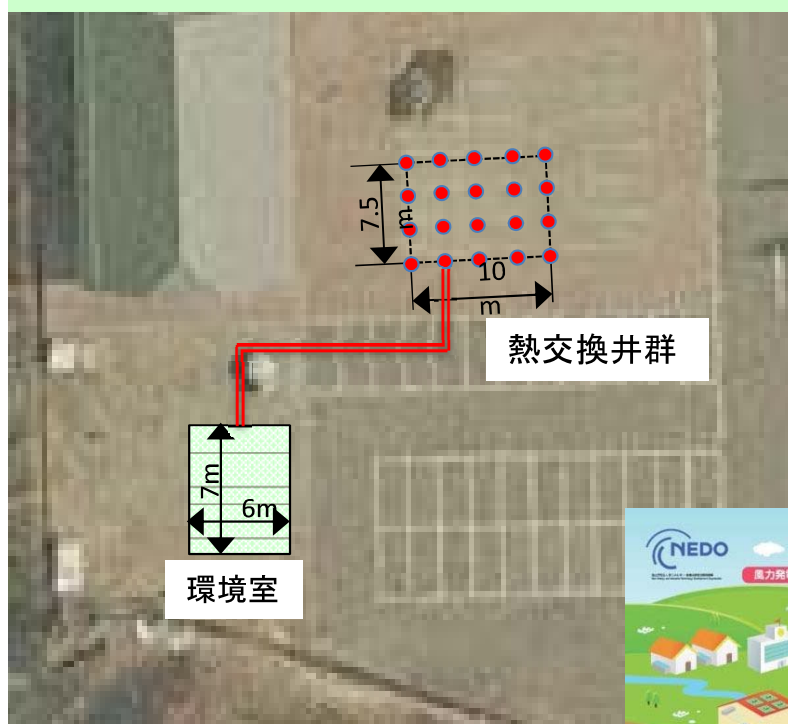
問い合わせ先 総務課 復興対策係 0247 - 61 - 2850 (代表)

30. 再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギー

- 平成27年2月より、日本大学工学部と地中熱利用に係る共同実験を実施しています。準備が整い次第、実験設備が設置される予定です。
- 再生可能エネルギーについて、日本大学工学部ほか関係機関の協力をいただき、公共施設等への導入を検討していきます。

浅部地中熱利用向けヒートポンプシステム技術の開発
複数室内機とヒートポンプ連動制御技術の開発



問い合わせ先 地域振興課 地域づくり推進係
☎ 0240 - 29 - 2113 (代表)

日本大学工学部との包括連携協定締結

○ 日本大学工学部と「葛尾村の復興まちづくりに係る包括連携協定」を締結しました

平成27年5月15日、村と日本大学工学部による「葛尾村の復興まちづくりに係る包括連携協定」が締結されました。

今後は、「かつらお再生戦略プラン」の具体化と自立した地域づくりのため、再生可能エネルギー、人づくり・繋がりづくり、生業づくり等に連携して取り組みます。



【目的】

本協定は、葛尾村の復興まちづくりにおいて葛尾村及び日本大学工学部が相互に協力することにより、ロハス（※）の工学の一層の発展と、研究開発成果を活かした「葛尾村復興計画(第一次)」に基づく復興と将来像及び「かつらお再生戦略プラン」に掲げる「エコ・コンパクトビレッジ～自然と共生し、一人ひとりの笑顔がみえる、持続可能なふるさと『かつらお』」を実現し、併せて自立した地域づくりに寄与することが目的です。

※ロハス（LOHAS） 健康と環境を重視した持続可能な生活様式のこと。
Lifestyles of Health and Sustainability の略。

【連携・協力事項】

葛尾村及び日本大学工学部は、この目的を達成するため、葛尾村の歴史・文化・伝統及び地域資源に配慮し、次の事項について連携し協力します。

- (1) 新しい地域づくりに資する、エネルギー自給（独立）の推進及びそれに必要な再生可能エネルギーに関する研究開発の促進に関すること。
- (2) 地域づくりを担う、人づくり・繋がりづくりに関すること。
- (3) 人づくり・繋がりづくりを支える、生業としての地域産業の振興に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

問い合わせ先 総務課 復興対策係 0247 - 61 - 2850（代表）

31. 再エネ設備への助成について

再生可能エネルギー設備を設置した際の助成

- 中心拠点等整備と連携した再生可能エネルギーの目標である「エネルギー自給」への取り組みとして、村内住宅へ再生可能エネルギー利用設備等を設置に助成金を交付する予定です。以下の設備から対象設備を検討していますが、詳細については、決定次第お知らせします。

〔対象設備案〕

- ①太陽光発電及び蓄電池
- ②電気自動車等及び充電設備
- ③太陽熱利用
- ④風力発電・小水力発電
- ⑤バイオマス燃料ストーブ
- ⑥地中熱利用

※ 福島第一原子力発電所事故による全村避難後に設置された設備を対象とします。

対象世帯毎に1～2項目の助成を検討しています。

32. 生活環境整備について

門口道路舗装

帰還環境整備の一環として、門口道路舗装事業を実施する予定です。本事業では、除染終了後の門口道路（公道から自宅までの生活道路）にアスファルト舗装を行うことにより、放射線の遮蔽効果及び利便性の向上を図ります。

〔事業内容（案）〕

1. 事業主体 葛尾村

2. 事業対象

公道に接続し、もっぱら居住のための出入り用に村民が日常的に生活道路として利用している道路。道路の延長が2 m以上の道路で、公道から庭先までの道路1本のみを対象とします。

3. 工事概要

- 表土5cm剥取→掘削19cm→路盤工20cm→アスファルト4cm→路盤盛土
※ 既存のコンクリート舗装の上にアスファルト混合物を舗装する修繕工事（オーバーレイ）も検討。

4. 工事負担額

- 村が工事費の4/5程度を負担予定。施行を希望する村民の方には1/5の額（上限設定予定）を負担いただきます。

5. その他

- 門口道路舗装工事の際、自己負担により側溝敷設、前庭舗装を行うこともできます。

※ 事業内容（案）は、変更される場合があります。

本事業の実施意向調査を11月上旬に実施し、その後希望者宅の現地調査を予定しています。

問い合わせ先 総務課 復興対策係 0247 - 61 - 2850（代表）

33. 幼稚園、小・中学校について

幼稚園、小・中学校

(村内)

- 幼稚園、小・中学校の再開は施設の整備を進め平成29年4月を目標としていますが、目安であり、今後意見交換をしながら定めていきます。なお、再開にあたっては、小中連携、一貫教育への取り組みも含めて検討していきます。
- 放射線に対する安心を図るためのモニタリング体制の確保、本校への通園、通学の意向調査、通園、通学手段の確保等の課題について検討していきます。
- 幼稚園は平成27年度中に修繕を行います。
- 小学校は平成28年度に校舎の修繕、体育館及び特別教室の改築を行います。
- 中学校校舎（大規模改修）及び体育館（新築復旧）は、災害復旧事業等を活用し、平成27・28年度に整備を行います。
- 給食センターは、平成28年度に修繕を行います。
- プールは中学校敷地内に新築予定です。

(三春町内)

- 幼稚園三春分園、小・中学校三春校は、村内の本校が再開されるまでの間、引き続き運営してまいります。
- スクールバスの運行は、現行どおり上記幼稚園、小・中学校に対して実施いたします。三春町近隣からの通学も対象となりますので、運行ルートについて相談してください。

問い合わせ先 教育委員会 学校教育係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

34. 公民館施設について

村民グラウンド

- 避難指示解除に合わせてグラウンドの整地を行います。
- グラウンド周辺の環境整備及び放送室内の整備を行う予定です。
- トイレを合併処理浄化槽に改修する予定です。
- 施設開放後のグラウンドの整地や環境整備等にかかる管理方法については、検討中です。

村民グラウンド夜間照明

- 避難指示解除に合わせ、利用できる環境を整える予定です。

健康増進センター

- 避難指示解除に合わせて全体の清掃及び点検を行う予定です。
- 村民がいつでも利用できる環境を整えるため、解放時間等を検討していきます。
- 健康増進センターの施錠及び解錠、清掃等に係る施設の管理方法については検討中です。
- 施設開放後は、定期的な点検及び清掃を行う予定です。

大尽屋敷跡公園

- 震災による石垣の崩落や、野生動物による公園内の荒廃を復旧する予定です。
- 野生動物の駆除などの対応を行う予定です。
- 公園内の公共用トイレの点検を行います。
- 状況を見ながら、大尽屋敷跡公園のガイドを行うための人材育成を行う予定です。
- 大尽屋敷跡公園内の草刈りやトイレの清掃等については、従来行っていたように、地元の方々に委託する予定です。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育係

☎ 0247 - 61 - 2850 (代表)

35. 公民館事業について

村民運動会

- 避難指示解除後は、村民グラウンド若しくは健康増進センターで行う予定です。
- 地区対抗の競技実施は困難であると予想され、さらに参加年齢層によっては、参加者が少ないため、内容を精査し住民主体の運動会にしていく必要があります。
- 幼稚園、小・中学校と連携して実施する予定です。

公民館まつり

- 避難指示解除後も「公民館まつり&村民のつどい」として実施していく予定です。
- 会場は、村民会館大ホールで実施する予定です。
- 各教室の参加者が少ないため、教室生の新規加入を呼びかけ、活動を維持できるよう進めていく予定です。

集客方法

- 多くの村民が会場に集うためには、村民の交通手段を確保する必要があります。
- 村民に幅広く周知するとともに、送迎バスの運行等も考慮する必要があります。
- 関係機関の協力を得ながら実施します。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

各種教室

- 現在「大正琴教室」「民謡教室」「舞踊教室」「パッチワーク教室」「活け花教室」「3 B体操教室」の6つの教室が活動していますが、避難指示解除も継続して実施していく予定です。
- 「わんぱく教室」「女性学級」「寿学級」も継続していきます。
- 活動場所は、村民会館を主としますが、当面は三春町の集会所も利用しながら実施する予定です。
- 各教室の内容を精査し、特に文化協会の教室は帰村者及び未帰村者が合同の練習もできるように配慮していく予定です。
- 各教室の参加者が少ないため、教室生の新規加入を呼びかけ、活動を維持できるよう進めていく予定です。

活動発表の場

- 各教室生が日頃練習を重ねてきた成果を発表する場として、「公民館まつり＆村民のつどい」を継続していきます。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

各種スポーツ大会

- 下記大会は、避難指示解除後、村民グラウンド及び健康増進センターにおいて実施する予定です。
 - ・グラウンドゴルフ大会
 - ・インディアカ大会
 - ・バドミントン大会
 - ・剣道錬成大会
 - ・夏季親善野球大会
 - ・新春バレーボール大会
 - ・フットサル大会
- 下記の大会に避難指示解除後も参加する予定です。
 - ・市町村対抗軟式野球大会
 - ・市町村対抗ソフトボール大会
 - ・市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会
 - ・双葉郡町村交流野球大会
- 地区対抗の競技実施は困難であるため、現在行っている村民大会として実施する予定です。
- 村民に幅広く周知するとともに、かつらおスポーツクラブと連携しながら実施する予定です。

練習場所の確保

- 健康増進センター及び村民グラウンドを開放し、村民がいつでもスポーツを行うことができる環境を整備する予定です。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

36. その他

広報活動

- 村の広報活動の一環としてのイメージキャラクター（ゆるキャラ）を制作を検討しています。
郡山女子大学短期大学部生活芸術科にご協力いただきますが、村民の皆様にも、デザイン案及び検討会メンバーの募集等ご協力をお願いいたします。
- ※ 広報お知らせ版（10月15日）同封のチラシをご覧ください。

問い合わせ先 総務課 復興対策係
☎ 0247 - 61 - 2850（代表）

37. 村の状況





表の見方

-  葛尾村役場
-  浪江消防署葛尾出張所
-  双葉警察署葛尾駐在所
-  葛尾特別警戒隊
(西ノ内交差点事務所)
-  公共トイレ
(みんなのトイレ)

拡大図

